

2020年8月 日

様

## 生活保護法の申請権を保障し、「他法・他施策の活用」について、正しい取り扱いを求めます

貴職におかれましては、新型コロナ感染拡大のもとで、生活保護を初めとする福祉行政でご奮闘されていることに敬意を表します。

さて、厚生労働省はコロナウイルス感染拡大のもとで、今年4月7日に「新型コロナウイルス感染防止のための生活保護業務等における対応」事務連絡を都道府県及び市に出しました。事務連絡は、「申請権が侵害されないことはもとより、侵害している〔略〕行為は慎むべき」と申請権保障と申請の迅速化を求めています。

この事務連絡に基づき、多くの福祉事務所では生活保護の申請手続きが簡略化され、同時に保護決定も早くなりました。しかし福祉事務所によっては、派遣切りに遭い、手持ち金のない人が生活保護の申請に来ると、申請を受け付けず、社会福祉協議会にまわし、生活福祉資金の貸し付け（借金）をさせています。生活保護申請に先立って、生活福祉資金の活用を求める生活保護の申請を認めていません。

ところが、ある市の福祉事務所では実施要領の「第6 他法他施策の活用」の局長通知第6に「37 生活福祉資金」が記載されていることを挙げています。しかし生活福祉資金は貸し付けであり、「借金」です。したがって、これは給付または扶助ではなく、活用できる資産や他法他施策とは言えません。

『生活保護手帳別冊問答集』の「第6 他法他施策の活用」の説明は、「生活保護実施上いわゆる他法他施策の活用とは、社会保険制度に基づく保険給付、恩給、その他最低生活の全部又は一部に充足し得る諸制度による給付又は扶助（アンダーライン・筆者）については〔略〕その活用を図らなければならないという趣旨」（2020年度版『問答集』155頁）とされており、貸付は該当しません。

また、生活保護法4条2項の「他の法律に定める扶助」についても、「他法他施策による給付及び扶助のうち、対価としての意味を持たないため、本法との優先関係について誤解の生ずるおそれのある『他の法律に定める扶助』について本法に優先することを特に明示したもの」と明記されており、貸付は対象外となっています。

さらに2009年12月25日保護課長通知（令和2年3月10日保護課長事務連絡に再掲）にも「4 他法他施策活用の考え方」において「就職安定資金及び総合支援資金等の公的貸付制度及び住宅手当は、生活保護法第4条第1項のいう『その他あらゆるもの』には含まれず、本人の意に反して利用を強要することはできない」と明記されています。以上のことから、派遣切りなどで手持ち金が殆どない人に対し、生活保護の申請をさせずに貸付を「優先」させることは、申請権の侵害であり、生活保護法に違反するものです。貴市におかれましては、このような対応のないよう要望します。

以上